

Q. 住宅用火災警報器はどこに設置するの？

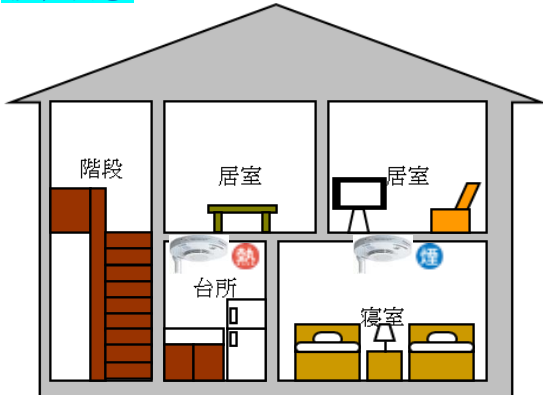
- ①寝室・・・ 普段就寝に使う部屋はすべて設置が必要です。
ただし、来客が一時的に就寝する部屋は必要ありません。
- ②階段・・・ 寝室がある階の階段の踊り場に設置が必要です。
ただし、2階建て住宅で1階だけに寝室がある場合は、
階段には設置の必要はありません。
- ③その他・・・ 寝室がない階でも、7㎡（約4畳半）以上の部屋が
5室以上あれば、その階の廊下に設置が必要です。

注釈1 設置場所は、「寝室」と「寝室のある階の階段の天井」が基本です。

注釈2 新潟県内では、「台所」への設置義務はありませんが、火を扱う場所ですので設置をおすすめします。

注釈3 「居室」への設置義務はありませんが、特に「子供部屋」「高齢者のいる居間」には設置をおすすめします。

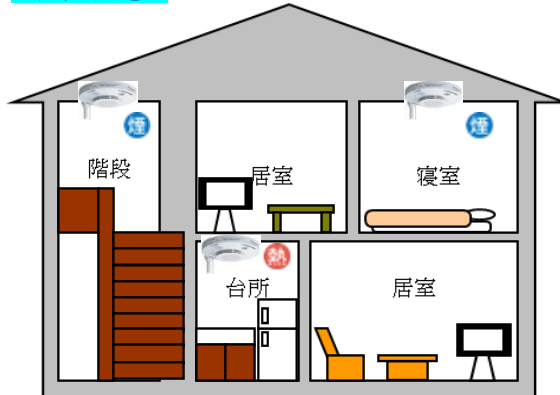
設置例① 寝室：1階のみ



※寝室に必要です。

※台所は義務ではありませんが、火を扱う場所です。
設置をおすすめします。

設置例② 寝室：2階のみ

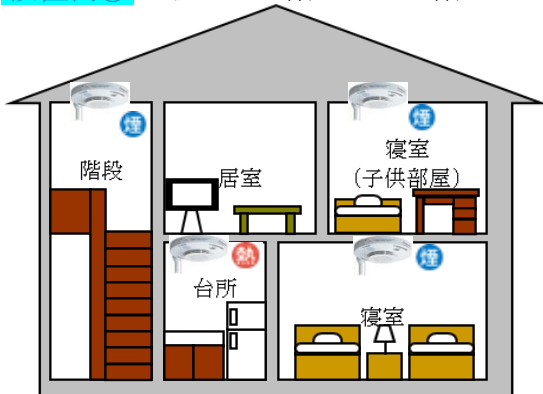


※寝室に必要です。

※2階で就寝するので階段にも必要です。

※台所は義務ではありませんが、火を扱う場所です。
設置をおすすめします。

設置例③ 寝室：1階 と 2階



※子供部屋で練るのなら子供部屋にも必要です。

※2階で就寝するので階段にも必要です。

※台所は義務ではありませんが、火を扱う場所です。
設置をおすすめします。

奨励する例 子供部屋・おじいさんの部屋



※寝室に必要です。

※台所は義務ではありませんが、火を扱う場所です。
設置をおすすめします。

※子供部屋は義務ではありません。（ただし寝室として使わない場合）

※おじいさんの部屋は義務ではありません。（ただし寝室として使わない場合）
逃げ遅れる確率の高い子供・高齢者の部屋へは設置をおすすめします。